

Apple TV+ キャリアメンバーシップ利用規約

第 1 条（定義）

Apple TV+ キャリアメンバーシップ利用規約（以下「本規約」といいます。）で使用する用語の意味は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げる意味として用いるものとします。

- (1) 「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- (2) 「Apple 社」とは、iTunes 株式会社をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、Apple 社が「Apple TV+」の名称の下で提供する、映像コンテンツをストリーミング方式で配信するサービスをいいます。
- (4) 「本利用権」とは、本サービスを利用する権利をいいます。
- (5) 「本契約」とは、当社とお客さまとの間に成立する本利用権の継続的な販売契約をいいます。
- (6) 「対象回線契約」とは、当社とお客さまとの間に成立する対象回線（第 4 条（申込資格）第 1 号に定めます。）の利用契約をいいます。
- (7) 「対象機種」とは、本サービスを利用することができる機種をいいます。なお、対象機種の範囲は、第 5 条（対象機種）に規定します。
- (8) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、商標権、特許権、意匠権、実用新案権その他一切の知的財産権をいいます。
- (9) 「反社会的勢力」とは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。

第 2 条（適用関係）

1. 本規約は、本利用権を購入する全てのお客さまに適用されます。
2. お客さまは、本規約の内容を確認し、予め同意の上で、本利用権を購入する必要があります。
3. 本サービスは、Apple 社がお客さまに対して提供します。
4. お客さまが本サービスを利用するにあたっては、別途 Apple 社が定める「[Apple メディアサービス利用規約](#)」を遵守しなければなりません。

第 3 条（利用権）

1. 当社は、お客さまに対して、本規約に定める条件により、キャリアメンバーシップ（「Apple メディアサービス利用規約」に規定する「キャリアメンバーシップ」をいいます。）に基づき本利用権を継続的に販売します。
2. お客さまは、次条の条件を満たした上で、当社が定める手続きに従い本利用権の購入を申し込む必要があります。
3. お客さまが本サービスを利用するためには、前項に基づき本利用権を購入した上で、本利用権を行使する必要があります。
4. 本利用権を行使するためには、Apple 社が指定するウェブサイト上で手続きを行うことを要します。なお、この手続きを実施するとき、お客さまの Apple ID アカウントが必要です。
5. お客さまが本利用権を行使した場合、本サービスを利用する契約は、お客さまと Apple 社との間で直接成立します。

Apple TV+ キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024 年 5 月 22 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

第4条（申込資格）

お客さまは、本利用権の購入を申し込むためには、次の各号に定める全ての条件を満たす必要があります。

- (1) お客さまが下表のいずれかのブランドの回線（以下「対象回線」といいます。）を新たに契約し、又は既に契約しており、かつ、「ワイモバイル」の場合は下表の料金プラン（以下「対象料金プラン」といいます。）のいずれかに加入していること。

	対象の回線	対象料金プラン
1	ソフトバンク	-
2	ワイモバイル	・シンプル S/M/L ・スマホプラン S/M/L/R（タイプ1） ・スマホベーシックプラン S/M/L/R（タイプ1） ・シンプル2 S/M/L
3	LINEMO	-

- (2) 対象回線において対象機種を使用していること
(3) 対象回線が個人名義による契約であること
(4) 対象回線の使用者の年齢が18歳以上であること

第5条（対象機種）

- 対象機種の範囲は、当社ホームページに定めるものとします。
- 本サービスを利用することができる対象のOSバージョンは、Apple社が定める内容に従うものとします。

第6条（契約期間）

- 本契約は、お客さまが第3条（利用権）第2項に基づき本利用権の購入を申し込み、当社がこれを承諾した日（以下「加入日」といいます。）に成立します。
- 本契約は、加入日から翌月同日（翌月同日に暦日が存在しない場合、翌月末日）の前日までの1か月間が契約期間となります。なお、契約期間満了日の前日までにお客さまが自ら解約しない限り、本契約は満了日の翌日から同一期間更新したものとみなし、以後同様とします。

第7条（料金）

- お客さまは、本利用権を購入した対価として、加入日以降、毎月、下表に定める月額料金（以下「本料金」といいます。）を当社に支払う必要があります。

月額料金
Apple社が設定する本サービスの料金と同じ金額※ ※現時点では、 900円/月 です。

※ Apple社が設定する本サービスの料金に応じて変動し、その料金が値上がりした場合は、本料金も値上がりするものとします。但し、本料金の変更される時期は、Apple社が料金を改定した時期より遅れることもあり、本料金は別途当社が指定する時期から変更の効力を生ずるものとします。

Apple TV+ キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024年5月22日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- Apple 社が設定する本サービスの料金について値上げ等の改定が行われた場合のほか、本サービスの内容の変更、当社又は Apple 社等の事業上の理由、法令の制定改廃、経済情勢の変動等によって、本料金を変更する必要が生じた場合、当社ホームページに掲載する方法、電子メールを配信する方法又は当社が適当と判断する方法により、事前にお客様に通知の上、本料金を変更することができるものとします。この場合、本契約を締結済みのお客さまに対しても、変更後の料金が適用されます。
- 本サービスを利用するにあたって発生する通信料は、お客さまが負担するものとします。

第 8 条（支払条件）

- お客さまは、本料金について、対象回線の利用料金とあわせて、当社へ支払う必要があります。
- 本料金は、毎月、契約期間の初日に発生し、その発生日以降に到来するお客さまの請求締日[※]までの対象回線の利用料金と合算して請求します。
 - ※ ソフトバンクブランドのお客さまの請求締日は、My SoftBank で確認することができます。
 - ※ ワイモバイル及び LINEMO のお客さまの請求締日は、暦月の末日です。
- 対象回線契約の債務の支払いについて、お客さま以外の第三者（以下「支払名義人」といいます。）に請求先を設定している場合、支払名義人に対して、本料金が請求されます。この場合、お客さまの責任において、事前に支払名義人に説明の上で、支払名義人から同意を取得しなければなりません。
- 前項の場合であっても、本料金の債務は、本契約の契約者が負担しているものであり、支払名義人が本料金を支払わないときの債務不履行責任は、契約者が負います。

第 9 条（遅延損害金）

お客さまが本料金その他本規約に関して負担する債務の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年 14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 10 条（解約）

- 本契約の解約を希望する場合、お客さまは、当社指定の方法に基づき、当社に解約を申し出る必要があります。
- 前項の場合、解約手続の完了日の翌日以降に到来する契約期間満了日の前日をもって、本契約は終了します。
 - ※ 本契約の更新を希望しない場合、契約期間満了の前日まで解約手続を完了することを要しますので、ご注意ください。
- 前二項若しくは第 13 条（終了条件）に基づき本契約を終了する場合その他何らかの理由により契約期間の途中で本契約を終了する場合又は本料金の金額が変更される場合であっても、本料金の日割り計算は行いません。
- お客さまは、当社に対し解約を申し出た後は、これを撤回又は取り消すことはできません。

第 11 条（非保証）

- 当社は、本契約及び本サービスの内容について、完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
- 当社は、本サービスの内容について、セキュリティ等に関する欠陥がないこと、不具合が生じないこと、権利を侵害しないこと、期待する水準に達していること、法令、ガイドライン等に適合することその他一切について、何ら保証するものではありません。
- 当社は、お客さまがご利用の端末において、本サービスが正常に利用できることを保証するものではなく、かつ、動作環境に適応させる責任を負いません。

Apple TV + キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024 年 5 月 22 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

4. 本サービスの内容（利用方法、動作環境等を含みます。）に関して、問い合わせ事項又は連絡事項等が生じた場合は、Apple 社が設定する窓口宛にお問い合わせください。なお、当社の窓口では回答することはできませんので、ご了承ください。
5. 当社は、本規約に基づき本サービスの全部又は一部を停止若しくは中止する場合又は何らかの理由により提供できない場合であっても、民法（明治 29 年法律第 89 号）その他法令によりお客さまに返還請求が認められるとき又は当社の責めに帰すべき事由があるときを除いて、本料金の全部又は一部を返金せず、かつ、請求を放棄する義務を負いません。

第 12 条（責任の制限）

当社は、本規約又は本契約に関して、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに損害が生じた場合、お客さまが損害を被った月の本料金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限って賠償の責任を負うものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については責任を負わないものとします。

第 13 条（終了条件）

1. 対象回線契約において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に定める日をもって、本契約を終了します。
 - (1) 対象回線契約を解約等により終了[※]したとき
対象回線契約の終了日
※ 他社へのりかえ（MNP）する場合は本契約は終了しますが、ソフトバンク、ワイモバイル及び LINEMO 間でのりかえ（番号移行）をする場合は終了しません。
 - (2) ワイモバイルの対象回線契約の場合、対象料金プランを解除その他理由により終了し、又は対象外の料金プランへ変更したとき
対象料金プランの適用終了日
 - (3) 電話番号・メールアドレスお預かりサービスへ加入したとき
電話番号・メールアドレスお預かりサービスの適用開始日
 - (4) 譲渡（家族割引のグループ内における名義変更を含みます。）又は承継を行ったとき
譲渡又は承継の効力発生日
 - (5) 対象機種以外に機種変更を行ったとき
機種変更日の翌日以降に到来する契約期間満了日の前日
 - (6) SoftBank ID を削除したとき
SoftBank ID の削除が完了した日
2. お客さまの Apple ID アカウントが何らかの理由により停止、無効又は削除された場合、その時点で本サービスは利用できなくなりますが、本契約は終了せず、引き続き本料金が発生するため、ご注意ください。この場合、お客さま自身で Apple ID アカウントを再設定すること、又は本契約の解約を希望する場合は、当社指定の方法に基づき、当社に解約を申し出ること等が必要です。
3. お客さまは、本サービスの契約上の地位又は権利義務の全部又は一部が Apple 社から Apple 社の関連会社に譲渡又は移転された場合、本利用権の内容も譲渡又は移転後の本サービスを利用する権利に変更されることについて、予め同意するものとします。

第 14 条（個人情報の取り扱い）

お客さまは、本条に定めるとおり、当社と Apple 社との間でお客さまに関する情報を相互に開示し、照会する場合がありますことについ

Apple TV + キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024 年 5 月 22 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

て、同意する必要があります。

(1) Apple 社は、次に掲げる目的のために、お客さまの本サービスの利用状況、本利用権の行使状況及び課金状況等、電話番号、顧客識別子並びにアクティベーションの有無等に関する情報を当社に提供します。なお、当社における個人情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシーに従います。

- ① お客さまに対する本サービスの提供
- ② 本サービスの利用状況の把握
- ③ 本利用権の行使状況の確認
- ④ 本サービスに関連したお知らせやお客さまにお勧めする情報の提供
- ⑤ お客さま対応並びに本サービス及び本利用権に関する調査・分析
- ⑥ 本サービス及び本利用権の提供に関する運用・管理・精算

(2) 当社は、次に掲げる目的のために、お客さまの本利用権の購入状況及び支払状況等、電話番号並びに顧客識別子を Apple 社に提供します。Apple 社における個人情報の取扱いについては、Apple 社のプライバシーポリシーに従います。なお、Apple 社のプライバシーポリシーには、お客さまの個人情報を海外の Apple 関連会社又は委託先に共有（移転、保管等）することが含まれています。

- ① お客さまに対する本サービスの提供
- ② 本利用権の購入状況の確認
- ③ 本サービスに関連したお知らせやお客さまにお勧めする情報の提供
- ④ お客さま対応並びに本サービス及び本利用権に関する調査・分析
- ⑤ 本サービス及び本利用権の提供に関する運用・管理・精算

第 15 条（停止等）

当社は、次のいずれかに該当する場合、何ら通知することなく、本利用権の全部又は一部の販売を停止又は中止することができるものとします。

- (1) 緊急又は定期的なシステムの保守・点検を実施する場合
- (2) 非常事態、予期できない事情その他何らかの理由により本利用権の販売が困難な場合
- (3) その他当社が合理的な理由により必要又は適切であると判断する場合

第 16 条（廃止）

1. 当社は、本利用権の販売を廃止することができるものとします。この場合、当社ホームページに掲載する方法、電子メールを配信する方法又は当社が適当と判断する方法により、事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき廃止した場合、本契約についても、その廃止時点をもって同時に終了します。

第 17 条（禁止事項）

お客さまは、本契約に関し、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関の定めるガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社、Apple 社又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為

Apple TV + キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024 年 5 月 22 日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- (3) 当社、Apple 社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本サービスを営利目的で使用する行為その他不正の目的をもって利用する行為
- (5) 他人の ID、パスワード、アカウント又は個人情報等の情報を使用する行為又は他人になりすます行為
- (6) 当社又は Apple 社に虚偽の事実を届出、登録又は申告する行為
- (7) 本契約に基づく権利義務を譲渡、承継又は担保権を設定する行為
- (8) 当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

第 18 条（当社による解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 本契約に基づくお客さまの債務の支払いを怠った場合
- (3) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- (4) 破産又は民事再生等の法的倒産手続きの開始の申立てがあった場合
- (5) お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
- (6) 当社の業務の遂行上支障がある場合
- (7) 当社が合理的な理由によりお客さまによる本利用権の購入を不適切と判断する場合

第 19 条（本サービスの利用終了）

解約、解除又は終了条件に該当する等何らかの理由により本契約が終了する場合、お客さまと Apple 社との間で成立する本サービスを利用する契約についても同時に終了し、お客さまは本サービスを利用することができなくなります。

第 20 条（第三者との間の紛争）

1. お客さまは、自己の責めに帰すべき事由により、本契約に関して、支払名義人、他のお客さまその他第三者から、クレームや請求を受け、又はこれらとの間で紛争が生じた場合には、自己の費用と責任においてこれを解決しなければならないものとします。
2. 当社が前項の紛争を解決するために費用を支出した場合、お客さまはその費用の一切（損害賠償金、和解金、訴訟等の費用、弁護士報酬等を含みますがこれらに限られません。）を補償するものとします。

第 21 条（損害賠償）

お客さまは、本契約に関し、自己の責めに帰すべき事由により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第 22 条（不可抗力）

当社は、火災、停電、天災、感染症の流行、戦争、テロ、非常事態等の不可抗力によって、当社による本契約の履行が妨げられた場合には、かかる不可抗力によってお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

Apple TV + キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024年5月22日

ソフトバンク株式会社

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

第 24 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第 25 条（管轄裁判所）

本契約又は本規約に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の記載事項又は本利用権を販売する条件・内容を変更することがあります。この場合、お客さまは変更後の内容に従う必要があります。
2. 前項に基づき当社が変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、電子メールを配信する方法又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
3. 最新の本規約は、当社ホームページ（<https://www.softbank.jp>）に掲載いたしますので、ご確認ください。また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

更新履歴

2024 年 5 月 22 日 作成

Apple TV + キャリアメンバーシップ利用規約

作成日：2024 年 5 月 22 日

ソフトバンク株式会社